

長第 12150002 号
平成27年12月22日

各指定居宅サービス事業所開設者
各指定介護予防居宅サービス事業所開設者
各居宅介護支援事業所開設者
各介護保険施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム施設長
各サービス付高齢者向け住宅開設者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

介護事業者等において個人番号を利用する事務について

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月以降、個人番号の指定・通知が始まり、来年1月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

このたび、厚生労働省から、「介護事業者等において個人番号を利用する事務について」及び「施設等における特定個人情報の取扱いについて」の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、厚生労働省通知の内容を十分御了知いただき、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、開設者あて送付分については、法人に対し1部のみ送付しておりますので、各事業所には、貴職から通知していただきますようお願いいたします。

また、本通知及び厚生労働省からの通知文については、県ホームページ【きのくに介護 de ネット】の「介護サービス事業者の方々への情報（各種通知等）」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprove/careprovtop.htm>)に掲載しておりますのでご活用ください。

長寿社会課サービス指導班
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523